

# 宮城県における GAP導入の手引き

農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」準拠

平成30年3月

宮城県

# 目 次

---

## I 宮城県におけるGAP推進の基本方針

- 1 GAP導入の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
- 2 県におけるGAP推進の基本的な考え方
  - (1) GAP導入により目指す方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p3
  - (2) 推進方法の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4
  - (3) 県内における取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p5
  - (4) 具体的な推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p5
  - (5) 推進体制と各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・p6
- 3 食の安全安心に係る他の取組との関係・・・・・・・・・・・・・・・・p8

## II GAPの実践

- 1 GAP手法とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p10
- 2 GAPにおける点検項目設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・p11
- 3 GAPの取組手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p14
- 4 取組のステップアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p20
- 5 モデルチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p22

### <参考>

- 農作物生産に係る主な法令・・・・・・・・・・・・・・・・p26
- 「GLOBALG.A.P.」 と 「ASIAGAP」 「JGAP」 ・・・・・・・・p29

## はじめに

GAP（ギャップ）は、農業生産工程管理と訳され、安全安心な農産物の生産等を目的としたプロセスチェック方式による農業のやり方です。近年、このGAPが農産物の生産等に関する総合的なリスク管理の方法として有効かつ経済的な取組であるとされ、国際的に導入が進みつつあり、今後、この取組がグローバルスタンダード（世界標準）となることが想定されます。

国内でも、農業者・産地、農業者団体、地方公共団体及び民間団体等の様々な関係者によりGAP導入・普及に向けた取組が行われてきました。その結果、様々な主体が、実情に合わせたGAPを導入したことから、取組内容が多岐にわたるものとなり、農業者・産地は取引先により異なる取組を求められるといった負担と混乱が懸念されました。このような状況を踏まえ、国では、食品安全、環境保全や労働安全に関する法や制度に基づき、国内の農業生産において、特に実践を奨励すべき取組を明確にするため、GAPの共通基盤としてガイドラインを示しました。

県においても、宮城県におけるGAP推進の基本方針を策定し、主な産地等でのGAPの取組を進めてきましたが、この度、国のガイドラインに完全準拠するようモデルチェックリストの見直しを行いました。

この手引きは、産地等においてGAPに取り組むに当たっての指針となるよう、GAPの取組手順などを例示したものです。GAPに取り組む場合は、実際に自らのほ場における点検項目を設定し、実際に点検を行いながら農作業を進めます。なお、この手引きには、点検項目の設定の目安となるよう、モデルチェックリストも例示しています。

より安全安心な農産物の生産、環境負荷の軽減、経営改善等に向け、GAPに取り組む際の手引きとして御活用ください。

## I 宮城県におけるGAP推進の基本方針

### 1 GAP導入の背景

これまで、無登録農薬の販売・使用問題や輸入野菜の残留農薬問題、食品の偽装表示問題等、国内外を問わず食に関わる問題が多発しており、食の安全安心は消費者にとっての大きな関心事となっています。こうした状況を受け、国では、農薬取締法の改正や、食品衛生法の改正によるポジティブリスト制度の導入を行うなど、消費者に対する安全・安心な農産物の提供を推進しているところです。

また、生産段階においても安全確保のための取組が求められており、これまでも、農薬の適正使用の徹底を図るとともに、JAを中心とした生産履歴記帳運動や残留農薬の検査等が行われてきています。

農産物の安全性の確認は、出荷段階における抽出検査方式が主流となっています。

しかし、生産段階から危害を未然に回避するための作業管理を行う方がリスクが抑えられ、従来以上に高い安全性を確保することができます。今、この生産段階において生産工程管理を行う取組（GAP（※））が注目され、全国でも取組が始まっているところであり、今後、生産者が安全安心な農産物を提供し、生産側と消費側の信頼関係を構築するための取組としてグローバルスタンダードとなることが想定されます。

本県では、「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき平成28年3月に策定した「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第三期）」や「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画（平成28年3月改定）」等において、GAPの取組を推進しています。

#### ※ GAP（ギャップ）とは

Good Agricultural Practice の略（よい農業のやり方＝農業生産工程管理）。農業生産現場において、食品の安全確保などを目的とした適切な農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組。

## GAPをめぐる動き

### 【世界では】

GAPは、食品の安全性確保のための農業生産における危害対策として、1990年代から欧米で始まりました。特にEUでは、欧州小売業組合が、新鮮で安全な青果物であることを消費者に保証するための要求事項として「適正農業規範」を提案し、2000年にユーレップギャップ（現在、GLOBALG.A.P.に改名）として統一され、普及しています。世界的にも、コーデックス委員会（国連食糧農業機関と世界保健機構の合同食品規格委員会）が「生鮮果実・野菜の衛生管理規範」を2003年に定めています。

### 【国内では】

我が国では、平成8年に発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件において、かいわれ大根が原因食材として疑われたことをきっかけに、平成11年に「水耕栽培の衛生管理ガイド」が取りまとめられました。その後、平成15年には（社）日本施設園芸協会が「生鮮野菜衛生管理ガイド」を、平成17年には（社）日本農林規格協会が「食品安全のためのGAP策定・普及マニュアル」をまとめ、野菜を中心に生産現場における衛生管理の必要性が提示されてきたところでした。同年3月に新たに策定された食料・農業・農村基本計画においては、食の安全及び消費者の信頼確保のため、農業者・農業団体や事業者による自主的なGAPへの取組を促進することとされており、平成19年3月には、取組の裾野を広げるため、国内において「基礎GAP」を公表しています。平成22年4月には「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」が定められ、取り組むべき内容が示されています。

また、民間団体による認証制度確立への取組（JGAP）や大手量販店（イオン、生協等）による独自の規範づくりも行われてきています。

この他、平成29年3月に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の食材の調達基準が決定しました。農産物の調達基準として、JGAP Advance（現ASIA GAP）またはGLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農産物をはじめ、第三者による認証（または確認）を備えた高い水準のGAPが求められています。

## 2 県におけるGAP推進の基本的な考え方

### (1) GAP導入により目指す方向

GAPは、農産物の衛生管理などによる食の安全安心の確保はもとより、環境保全、農産物の品質の向上、農作業安全等、農産物の生産に係る様々な事柄におけるリスクを防ぐための生産工程管理の取組です。

本県では、GAPの導入に当たり、GAPの主眼である「食の安全安心の確保」に加え、安全安心を前提とした「農産物の品質向上」、農産物の安定供給及び持続的な生産活動のため「環境への負荷軽減」、「農作業による生産者の健康被害防止」及び「経営の改善」の4つを目指す方向として、本県におけるGAPの取組を推進します。

また、これらの方向性をもってGAPに取り組むことにより、最終的には消費者、実需者（食品加工業、外食産業、小売等）及び流通関係者の県産農産物及び産地に対する信頼確保、評価の向上を目指すこととします。

#### GAP導入により目指す方向

- イ 県産農産物の安全安心の確保及び品質の向上
- ロ 環境への負荷軽減
- ハ 生産者の健康被害防止
- ニ 経営の改善



消費者、実需者及び流通関係者の県産農産物・産地に対する信頼確保、評価向上

#### 生産者・産地における取組効果

##### イ 県産農産物の安全安心の確保及び品質の向上

食品の安全性に対する信頼が揺らぎ、関心が高まっている状況においては、どのように安全安心な農産物が生産されているか、それを担保できる取組が重要です。生産者自らがGAPに取り組み、リスク管理を行うことにより、農産物の安全安心の確保及び品質の向上につながります。

##### ロ 環境への負荷軽減

農業の使命の1つとして、農産物の安定的な供給があげられます。そのためには、環境に配慮した農作業を行い、農業生産活動が持続的に行われることが重要です。GAPに環境への負荷軽減のための項目を設けることにより、環境への影響を最小限に抑えた農作業の実践につながります。

##### ハ 生産者の健康被害防止

生産者が農作業によって健康被害を受けてしまうと、安全安心な農産物の生産が滞ることになります。生産者が健康であることは安全安心な農産物の生産・提供の前提となるものであり、GAPに取り組むねらいの1つとして位置づけることによって農作業による健康被害が軽減され、安全安心な農産物の安定的な供給につながります。

##### ニ 経営の改善

GAPは、各作業工程をチェックしリスク管理を行うとともに、次の作付けへの改善点を見出す取組でもあることから、農業技術の改善や効率的な作業の工夫、コスト低減などに役立ちます。また、危害が発生した場合には、生産物の回収等が必要となることが想定されますが、作業工程を管理することによりその原因の解明に役立つほか影響を最小限に抑えることができるなど、経営上のリスク軽減につながります。

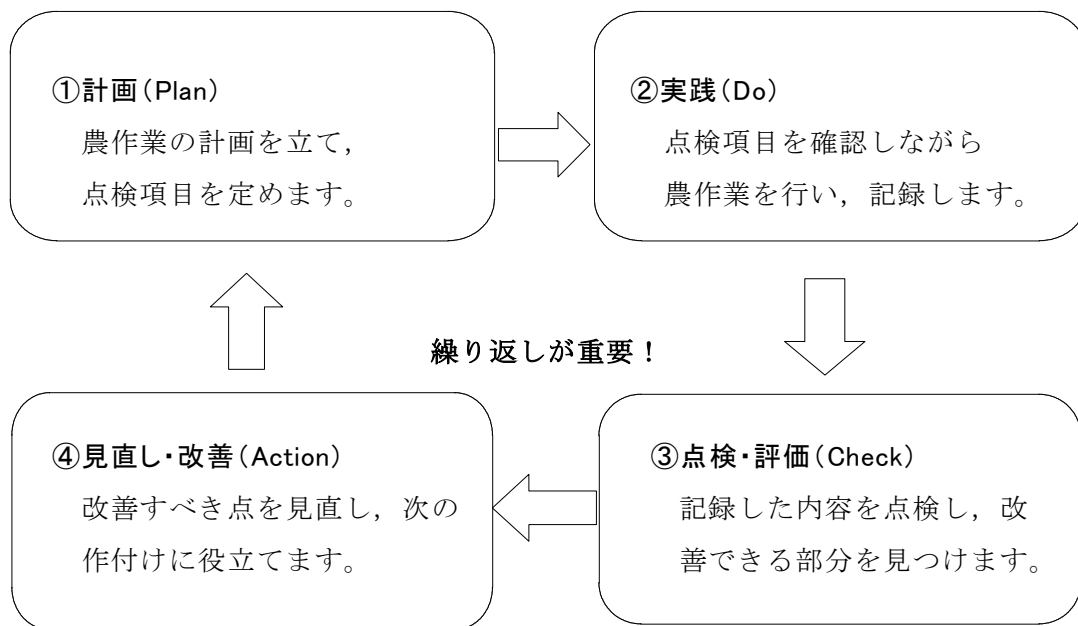
## (2) 推進方法の考え方

GAPに取り組むためには、P-D-C-Aサイクルを活用した農業生産工程管理手法（以下「GAP手法」という。）が有効です。

本県では、GAPの取組は、現在、一部の生産者にとどまっていることから、当面は、多くの生産者が取り組みやすく、かつ、その後のステップアップや柔軟な展開が可能となるよう、GAP手法によるGAPの取組の普及・定着を図ることとします。

### GAP手法について

生産者自らが、食品の安全の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという、農業生産工程における一連のプロセスチェック手法をいう。



### (3) 県内における取組状況

現在、県内では自己点検から第三者認証まで、様々なGAPに対する取り組みが行われています。

表 県内におけるGAP取組経営体数(平成30年1月15日現在)

区分	種類	経営体数
第三者認証	グローバルGAP	7
	ASIAGAP	3
	JGAP	6
第三者点検	宮城県GAP	9
	日生協GAP	6
	その他GAP	18

注：その他GAPは、JA独自のGAP等

### (4) 具体的な推進方策

GAPの取組の普及・定着に向け、以下の方策について、農業団体との連携を図りながら推進していきます。

#### イ 生産者等に対する支援

##### (イ) GAPの普及啓発

GAPについて、説明会等を通じ各産地（生産者）等に対する普及啓発を図ります。

##### (ロ) GAP指導者の育成

産地等においてGAPの取組を指導及び実践するリーダーを育成するため、研修会等を開催します。

##### (ハ) GAPの実践支援

生産者が実際にGAPに取り組むに当たり、体制づくりや点検・評価方法等についての支援を行います。特にGAP手法は、点検・評価した後の「振り返り」による次回への反映が重要となるため、その一連の流れが定着するよう支援します。

##### (ニ) 産地における取組の客観性等確保のためのGAP推進体制の構築支援

各生産者の取組の客観性、公平性及び持続性を確保するため、産地における組織的なGAPの取組・運営体制等の整備を支援します。（JAの生産部会等の活用）

##### (ホ) 第三者認証への対応

JGAP等の第三者認証を目指す生産者等に対し、情報提供等、様々な側面からの支援を行います。



## ロ 消費者，実需者，流通関係者との相互理解の促進

各種会議，イベント，ホームページ等におけるPRにより，生産者と消費者，実需者及び流通関係者相互の理解を促進します。また，みやぎ食の安全安心推進条例に基づき県で進めている「みやぎ食の安全安心取組宣言」制度の積極的な活用などにより，食の安全安心に関する取組を消費者，実需者及び流通関係者に伝え，信頼の確保に努めます。

## (5) 推進体制と各主体の役割

GAPの取組を推進するためには，生産者（個別生産者のほか，集落営農組織，JA生産部会等の単位での生産者を含む。），農業団体及び行政（県）が主体となり，以下に示したそれぞれの役割を果たし，三者が連携して取り組むことが重要です。

さらに，それぞれが個別に，又は一体となって消費，実需，流通等の各段階の理解を促進する必要があります。

平成29年6月に「宮城県GAP推進会議」を設置し，推進の取組を強化していきます。

## イ 生産者（個別生産者，集落営農組織，JA生産部会等）

GAPの実践者として，GAP手法により農業生産工程の管理を行います。

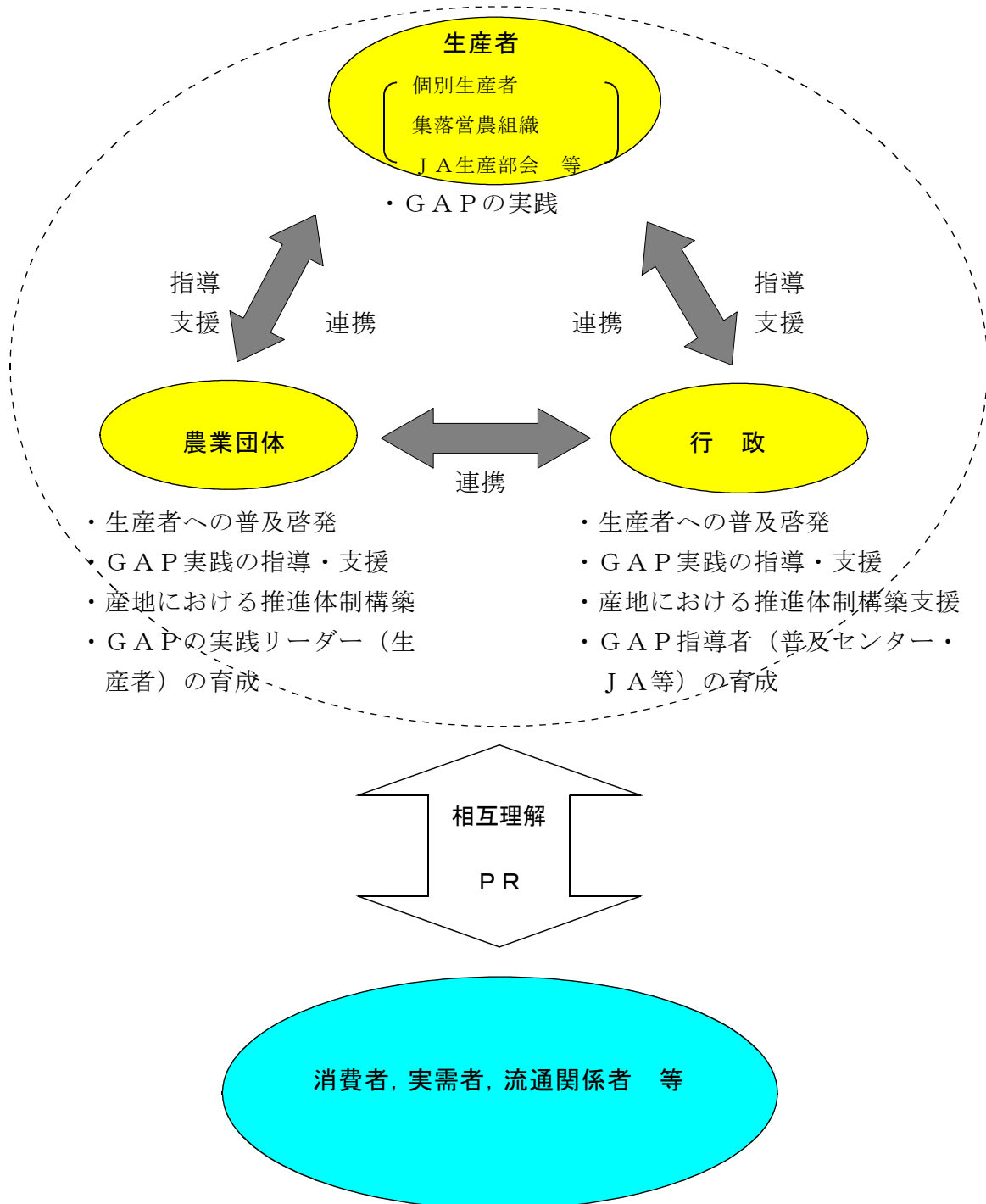
## ロ 農業団体

行政と連携を図りながら，組合員等生産者への普及啓発，GAP実践の指導，産地における推進体制構築，GAPの実践リーダーとなる生産者の育成を行います。

## ハ 行政

農業団体と連携を図りながら，生産者への普及啓発，GAP実践の指導・支援，産地における推進体制構築支援，普及センター・JA等におけるGAP指導者の育成を行い，県全体としてのGAPの取組推進を図ります。

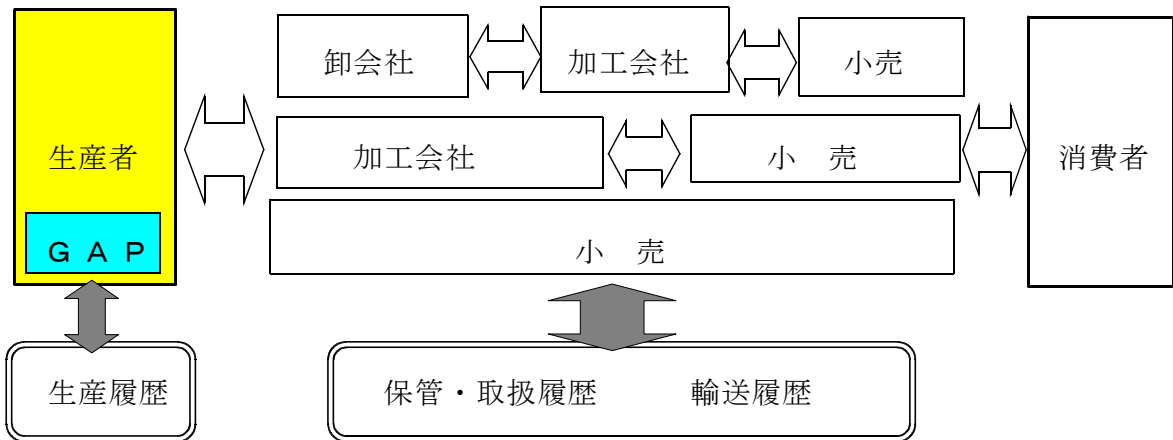
＜推進体制のイメージ図＞



### 3 食の安全安心に係る他の取組との関係

#### (1) トレーサビリティシステム

トレーサビリティシステムとは、生産者から消費者に供給されるまでの過程のどの段階においても特定の農産物の流れを追跡し、遡及できる仕組みです。



#### イ サプライチェーン（生産，加工，流通，販売等）におけるトレーサビリティシステム

GAPは生産者段階における安全確保等のための取組ですが、その安全な農産物が消費者に届く過程を追跡し、遡及できる仕組みの存在により、生産から消費までのトータルにおいて食の安全・安心が提供されることとなります。従って、サプライチェーンにおけるトレーサビリティシステムの取組は重要ですが、まずはスタートラインである生産段階における安全確保について優先的に推進する必要があります。

#### ロ 生産段階における生産履歴の記録

生産者が自らの生産に係る農薬、肥料、資材等の使用状況を記録するものであり、県内では、各JAにおいて「生産履歴記帳運動」として取組がなされています。この取組により、生産段階における農薬等の使用状況を追跡できる状態となり、このことはトレーサビリティシステムの基礎を成すものです。

GAPへの取組は、現在の生産履歴記帳の主眼である農薬等の適正使用に加え、異物混入や病原性微生物等の危害全体を防ぎ、さらには農業技術の改善にもつながるものであることから、生産履歴の記帳はGAPの一部であり、重要な位置づけとなっています。

#### (2) エコファーマー、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度(特別栽培農産物)、有機農業等環境保全型農業

##### イ エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年7月28日法律第110号）に基づき、『土づくり・化学肥料の低減・農薬の低減』の3つの技術に一体的に取り組む農業者として県が認定した農業者。

ロ みやぎの環境に優しい農産物認証・表示制度（特別栽培農産物）

一定の要件のもとで農薬や化学肥料の使用を低減して栽培された農産物（特別栽培農産物）について、県が認証し、消費者へより安全な農産物を供給しようとする制度。

ハ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業（「有機農業の推進に関する法律」（平成18年12月15日法律第112号）における定義）。

GAPは、取組そのものを指し、認定・認証に直結するものではありませんが、GAPにより有機農業等の農作業の改善点を見出し、次期作に反映させることにより、それぞれの農業の目的の効果的な実現につながります。

**(3) 農業環境規範**

農業者が環境保全に向けて取り組むべき規範として国において平成17年に策定。

GAPにおいても、環境への負荷軽減という視点を盛り込むことにより、農業環境規範に適合した生産活動につながることとなります。

**(4) みやぎ食の安全安心取組宣言**

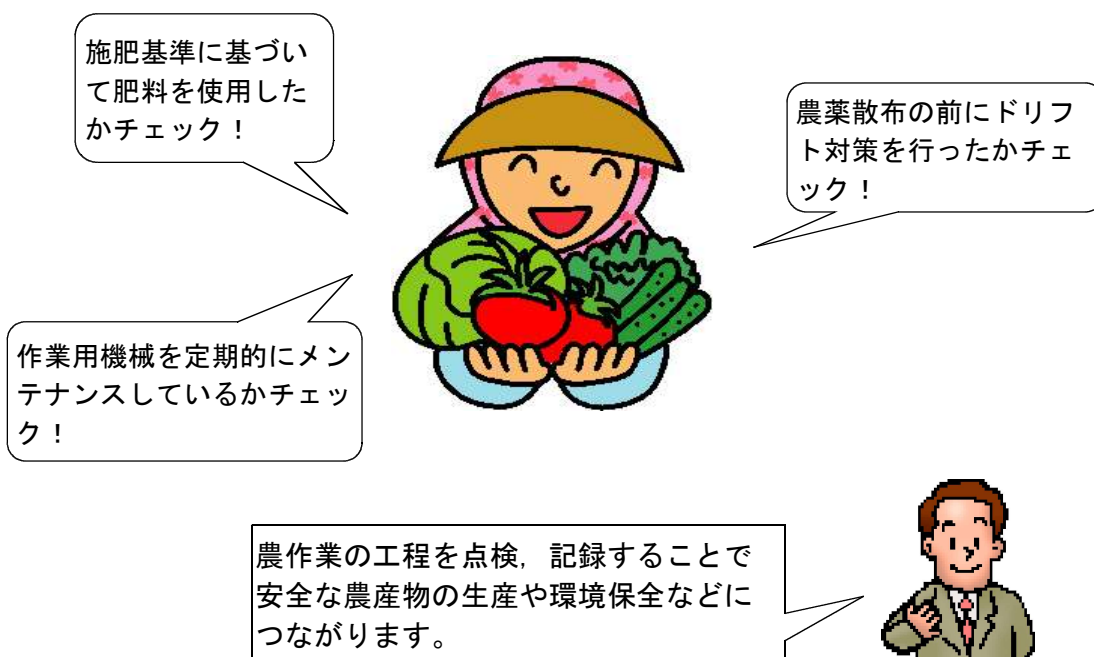
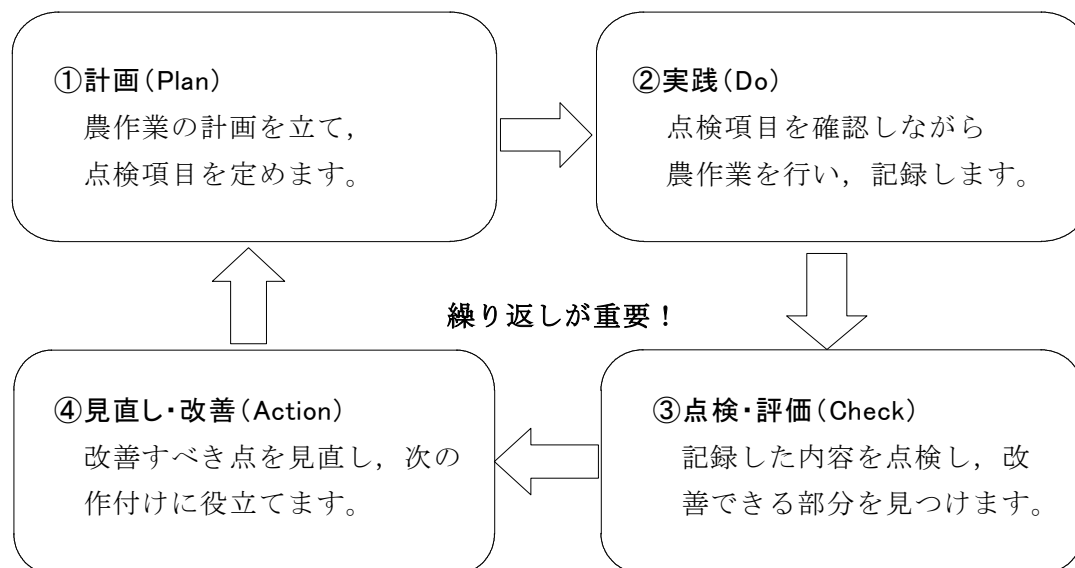
県、生産者・事業者及び消費者による協働した取組を促進するための「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の一環として、①生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝え、信頼を得る、②安全で安心できる食品を提供する責務を果たすという意識の高揚を図る、③消費者の食品選択の目安を提供することを目的とする「みやぎ食の安全安心取組宣言」を推進しています。

生産者が取組宣言を行う場合、食の安全安心に係る自主基準を定め、知事の承認を受け、県の名簿に登録するとともに、ホームページや店頭表示等の方法で自主基準を公開することとなります。GAPの取組も自主基準の1つとして定めることにより、消費者への情報提供及び消費者との相互理解につながります。

## II GAPの実践

### 1 GAP手法とは(再掲)

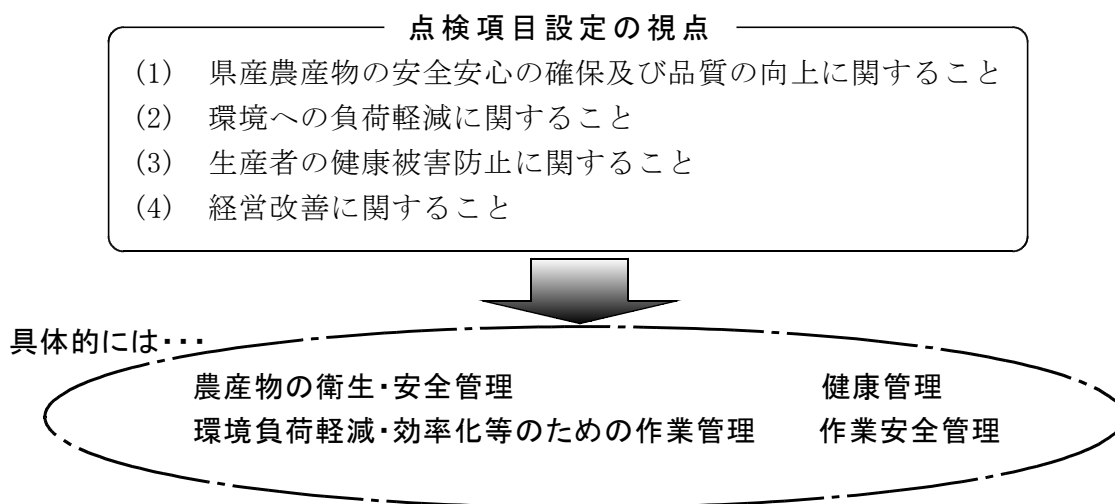
生産者自らが、食品の安全の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという、農業生産工程における一連のプロセスチェック手法です。



## 2 GAPにおける点検項目設定の考え方

GAPに取り組むに当たっては、生産者は自らの生産工程において点検すべき項目を設定することになります。

先に示したとおり、本県におけるGAP導入により目指す方向は、「県産農産物の安全安心確保及び品質の向上」、「環境への負荷軽減」、「生産者の健康被害防止」及び「経営の改善」の4つを柱としています。従って、これら4つを保持又は推進する視点で点検項目を設定します。



### (1) 県産農産物の安全安心の確保及び品質の向上に関する事

#### 【残留農薬】

農薬が残留した食品を摂取することにより人の健康が損なわれないよう、食品衛生法により、農作物ごとに残留農薬基準が定められています。

農薬取締法では、残留農薬基準を超えることのないよう適用作物、希釈倍数、使用回数及び使用時期等の使用方法を「農薬使用基準」として定め、農薬の使用者には、この基準の遵守が義務づけられています。

このため、生産者は、農薬取締法などの関係法令を十分に理解するとともに、散布時ごとに農薬の使用方法を確認し、誤使用を防止していく必要があります。

#### 【病原性微生物等】

病原性微生物等が付着した食品を食べると、食中毒を発症するリスクが高まります。その予防には加熱殺菌が有効ですが、農産物の生産過程には「加熱殺菌工程」がないため、病原性微生物等を”ほ場に持ち込まない”、”増殖させない”ことが管理ポイントになります。

主な病原性微生物等には、O157（腸管出血性大腸菌）、サルモネラ、カンピロバクター、黄色ブドウ球菌、ノロウイルス等があります。農産物に付着する経路としては、これらの病原性微生物等を含む水の使用、ほ場に家畜の糞便が紛れ込むこと、また、生産者が病気やけがをしている状態で農産物に触れることなどがあげられます。

このため、使用する水、作業者の衛生管理の順守（手洗いや機具等の洗浄等）や健康管理に注意を払う必要があります。

### 【重金属】

重金属は、鉱物や土壌など自然界に広く存在していますが、カドミウム、ヒ素などの重金属を一定量以上含む食品を長期間摂取し続けると、人の健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

これら重金属による水や土壌の汚染状況について、水質検査や土壌分析などにより確認しておく必要があります。

### 【硝酸塩】

肥料の使い方によっては作物中に硝酸塩が過剰に蓄積することがあります。この硝酸塩を過度に摂取すると健康被害をもたらす可能性もあることから、土壌分析等に基づいた適切な施肥、栽培管理を行うことが必要です。

### 【かび・かび毒】

かびの胞子は、ほ場環境（土壌や農産物残さ）中に存在し、麦類のデオキシニバレノール（DON）や、りんごやりんご果汁のパツリン等、農産物の生育や貯蔵中にかび毒が産生されることがあります。かび毒の場合、いったん食品中に産生されると、除去が困難なことから、農産物の生産段階から出荷段階において、かびの汚染や増殖を抑え、かび毒が産生しないよう対策をとることが必要です。

### 【異物の混入】

出荷作業中の不注意などで、出荷物に異物が混入すると、食品安全に加え、品質低下、ひいては産地の信頼の低下につながります。異物の内容としては、以下のようものがあげられます。

- タバコの吸い殻
- 毛、爪
- 昆虫、小動物
- 小石やガラス片、金属片

## (2) 環境への負荷軽減に関すること

持続的な農業生産の推進や環境保全の観点から、土壌や周辺環境への影響は最小限にとどめる必要があります。肥料や堆肥の過剰投入などは土壌や河川の汚染など、生活環境をおびやかすことにもつながりかねません。

生産に使用した様々な資材についても、適切に廃棄することが環境負荷軽減につながります。使用済み資材は、産地やJAによって行われる廃棄物の回収により適正に処理することができます。

授粉を目的とした特定外来生物は、自然生態系に影響を及ぼす可能性があるため、使用する場合は外来生物法に基づき適正な使用や隔離などの対応を行う必要があります。

### (3) 生産者の健康被害防止に関すること

#### 【保護具の不備】

作業に当たり十分な保護具を着用せず，農薬や肥料に接触，吸入することで中毒や皮膚疾患を生じることがあります。

#### 【健康状態】

生産者自身の体調が悪いときに作業を行うと，集中力を欠き思わぬ事故が発生する可能性があるため，農作業時の体調のチェックや健康診断の受診などに留意する必要があります。

#### 【農作業事故】

ほ場はもちろんのこと，作業用具を置いている場所でも，機械の転倒や巻き込み，高所作業中の事故などに留意する必要があります。

### (4) 経営改善に関すること

経営の改善・効率化は，小さな工夫から始まります。

よく使用する数種類の肥料を別々の場所で管理している，通路に障害物があるなどの場合は，作業動線が長くなり，作業の効率化を阻むこととなります。種類に応じた資材の一括管理，通路上の障害物の排除など，作業環境を見直すことにより，作業環境が改善され，作業時間が減少するなど農作業の効率化につながります。

また，何らかの危害（農薬の残留等）が発生した場合にその原因究明が容易になるよう，農薬，資材等の購入伝票や生産履歴を記録した書類を保管することが大切です。

書類を保管し，作付け終了時に見直し整理することによって，販売管理，会計管理を含む経営全体の管理，改善に資することとなります。

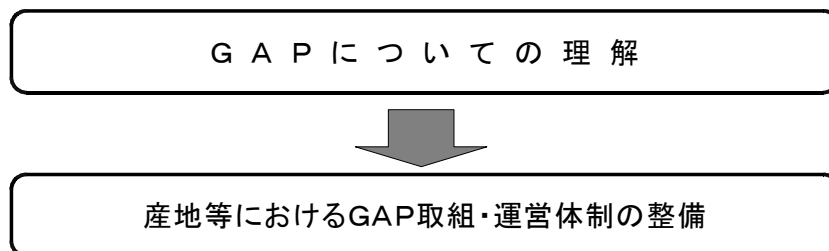


### 3 GAPの取組手順

GAPに取り組むための基本的な手順を以下に示します。

#### (1) はじめに (第1ステージ)

初めてGAPに取り組む場合は、実際にGAP手法を実践する前に、GAPについての理解を深め、取り組むための体制を整えることが重要です。



#### **GAPについての理解**

まず、実際に取り組む生産者が、GAPに対する理解を深める必要があります。手法そのものだけでなく、なぜGAPに取り組む必要があるのか、どのようなことを目的とするのかについて、十分にその必要性を理解することが重要です。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"><li>・GAPの基本理念の理解</li><li>・GAPを巡る情勢，基本知識の理解</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・GAPについての研修会・説明会への参加</li></ul>

#### **産地等におけるGAP取組・運営体制の整備**

ここでいう「生産者」とは、「個別生産者」だけでなく「集落営農組織」，「JA生産部会」等も指します。

GAPは、個別生産者でも取り組むことができますが、産地や集落において生産者とJA等で組織的に取り組むことが効果的です。

その場合には、組織内部においてGAPの効果的な取組について検討し合うことが有効です。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"><li>・GAP導入のための生産者による組織的な取組・運営体制の整備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産者，JA等による取組・運営組織の設置</li><li>・客観性，公平性確保のための，産地における取組基準等の明確化</li><li>・組織内における役割分担の明確化</li><li>・GAP手法の効果的な取組方法の検討</li></ul>

## (2) GAP手法の実践（第2ステージ）

次は、GAP手法の実践です。

- ①農作業の点検項目を決定し（PLAN）、
  - ②点検項目に従い農作業を行い、記録し（DO）、
  - ③記録を点検・評価し、改善点を見出し（CHECK）、
  - ④改善できる部分を見直し、次回の作付けに活用する（ACTION）、
- という一連の流れに沿って生産工程管理に取り組みます。

### ①PLAN 農作業の計画、点検項目の設定

- イ 農作業計画の作成、現状の洗い出し、最終成果物の条件確認
- ロ 生産工程表の作成
- ハ 点検項目（衛生管理、作業管理、作業安全管理、健康管理等のために点検すべき項目）の検討
- ニ 点検項目の分類
- ホ 点検項目（チェックリスト）の作成

なお、この過程は、モデルチェックリストを参考にすると進めやすくなります。

#### イ 農作業計画の作成、現状の洗い出し、最終成果物の条件確認

作付けに当たり、農作業計画を作成します。

また、実際にGAPの点検項目を設定するには、まず現状を把握する必要があります。具体的には、ほ場やその周辺状況、倉庫の配置や中身、その配置による作業の動線など、現在のは場を取り巻く生産環境を洗い出し、図面などに落とします。また、最終的にどのような規格の作物を生産しなければならないか、現在取り組んでいる食の安全安心のための取組はどのようなものかを確認します。

目標とする項目	具体的方法
・農作業計画の作成	
・生産環境の把握・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となるほ場及び機械、農薬等作業に関係する機材等の配置場所のレイアウト図の作成</li> <li>・レイアウト図による作業動線、作業方法などの確認</li> <li>・用水の水源の確認 等</li> </ul>
・生産する農産物の品質規格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品種、生産方法、生産出荷の流れ、出荷規格、出荷形態、表示内容、出荷先、輸送方法、輸送の流れ、消費形態等を書き出す。JAなどで示している生産基準がある場合は、それを確認する。</li> </ul>
・現在行っている安全安心、環境負荷軽減等のための取組の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産履歴記帳、農業環境規範等をつきあわせ、これから設定する点検項目（チェックリスト）の参考とする。</li> </ul>

□ 生産工程表の作成

現場及び作物に即した生産工程表を作成し、通常行っている作業方法を把握します。

目標とする項目	具体的方法
・生産工程表の作成と作業方法の把握	・ほ場管理，栽培，収穫，出荷の流れに沿った生産工程表を作成。

ハ 点検項目(衛生管理, 作業管理, 作業安全管理, 健康管理等のために点検すべき項目)の検討

生産工程において発生しうるリスクを回避する観点から、衛生管理、環境負荷軽減・作業効率化等のための作業管理、作業安全管理、健康管理等の面で点検すべき事項を洗い出します。

目標とする項目	具体的方法
・点検すべき項目の洗い出し	・リスク回避のため，衛生管理，環境負荷軽減・作業効率化等のための作業管理，作業安全管理，作業者の健康管理の面で点検すべき項目を洗い出す。

ニ 点検項目の分類

ハで検討し洗い出した点検項目について、実施しなかった場合に起こるリスクの発生頻度や重大性、効果的な抑制方法の有無などの観点から、「必須項目」、「努力項目」などの2段階に分類します。

目標とする項目	具体的方法
・点検項目の分類	・点検項目を，それを実施しないことにより起こりうる危害等の重大性・発生頻度・防除可能性の高低・法令違反事項か否か等の観点から，「必須項目」「努力項目」等に分類する。

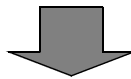
..... 点検項目の分類例 .....

- 必須項目 … 点検しない場合に発生しうるリスクが大きい事項，法令順守事項，農業環境規範，生産基準に適合した農産物を生産するための事項（特別栽培農産物等）等
- 努力項目 … 必須項目には該当しないが，段階的に取り組むことによってリスクを回避できる事項

## ホ 点検項目(チェックリスト)の作成

ニで分類した点検項目を生産工程ごとに整理し、点検項目(チェックリスト)としてまとめます。

目標とする項目	具体的方法
・各生産工程に沿った点検項目(チェックリスト)の作成	・生産工程の流れに沿って、それぞれの時点で必要な点検項目を一覧化し、チェックリストとする。



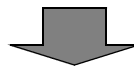
### ② DO GAPの実践

チェックリストを確認し農作業を行い、記録・保管します。

最初は、できるところから始めることが大切であり、その後、徐々にできる項目を増やしていくことが重要です。

また、記録したものを保管することで、次の作付けにもつながるほか、何らかの危害が発生した場合にはその原因究明に役立ちます。

目標とする項目	具体的方法
・点検項目(チェックリスト)への記録 ・記録の保管	・生産者による記録(組織的な運営体制を構築している場合は、管理責任者による定期的な確認) ・記録の保管



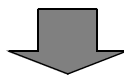
### ③ CHECK 記録の点検・改善点の発見

記録を点検し、改善できる部分を見つけます。

チェックを終了した後で、その実施状況を確認します。チェックできなかった点は、なぜチェックできなかったのか、次の作付け時にチェックできるようにするにはどのようにしたらよいかを話し合うことが重要です。

また、チェックした結果だけでなく、点検項目そのものを見直し、抜け落ちている点や実状に合わない点があったか、ほかにより効果的な方法がないか等を検証します。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況の分析，反省，検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践している生産者からの実施状況の報告</li> <li>・実施状況の分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>*チェックリスト記録状況の確認</li> <li>*GAP実践による衛生・安全管理，健康管理，作業改善，作業安全管理の状況の確認・分析</li> <li>*衛生・安全管理がより確実となる方法や作業を改善する方法等の検討</li> </ul> </li> <li>・実践上の課題，チェックリストの改善検討</li> <li>・課題解決に向けた取組の検討</li> </ul>



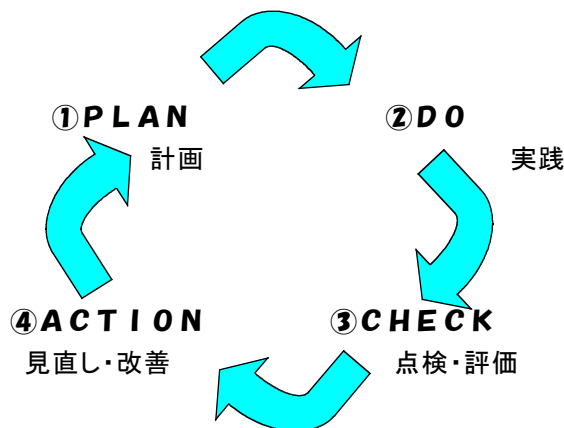
**④ACTION 改善点を次の作付けに反映**

改善すべき点を見直し，次回の作付けに役立てます。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検項目（チェックリスト）等の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果を踏まえ，点検項目（チェックリスト）を改善（追加，削除）</li> <li>・関係法令の改正状況，新たな制度等の確認</li> <li>・取引先からの要請等の変化への対応</li> </ul>



**①PLAN, ②DO, ③CHECK, ④ACTION**の繰り返し



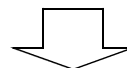
# ～GAPの取組手順(再掲)～

## 第1ステージ

### GAPについての理解

まず、実際に取り組む生産者が、GAPに対する理解を深める必要があります。手法そのものだけでなく、なぜGAPに取り組む必要があるのか、どのようなことを目的とするのかについて、十分にその必要性を理解することが重要です。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>GAPの基本理念の理解</li> <li>GAPを巡る情勢、基本知識の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GAPについての研修会・説明会への参加</li> </ul>



### 産地等における運営体制の整備

「生産者」は、「個別生産者」だけでなく「集落営農組織」、「JA生産部会」等も指します。

GAPは、個別生産者でも取り組むことができますが、産地や集落において生産者とJA等で組織的に取り組むことが効果的です。

その場合には、組織内部においてGAPの効果的な取組方法について検討し合うことが有効です。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>GAP導入のための生産者による組織的な運営体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者、JA等による取組・運営組織の設置</li> <li>客観性、公平性確保のための、産地における取組基準等の明確化</li> <li>組織内における役割分担の明確化</li> <li>GAP手法の効果的な取組方法の検討</li> </ul>

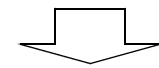
## 第2ステージ(GAP手法の実践)

### PLAN 農作業の計画、点検項目の設定(チェックリストの作成)

農作業の計画を立て、点検項目を設定します。

- (1) 農作業計画の作成、現状の洗い出し、最終成果物の条件確認  
作付けに当たり、農作業計画を作成します。  
また、実際にGAPの点検項目を設定するには、まず現状を把握する必要があります。具体的には、ほ場やその周辺状況、倉庫の配置や中身、その配置による作業の動線など、現在のほ場を取り巻く生産環境を洗い出し、図面などに落とします。また、最終的にどのような規格の作物を生産しなければならないか、現在取り組んでいる食の安全安心のための取組はどのようなものかを確認します。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>農作業計画の作成</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産環境の把握・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となるほ場及び機械、農薬等作業に関係する機材等の配置場所のレイアウト図の作成</li> <li>レイアウト図による作業動線、作業方法などの確認</li> <li>用水の水源の確認 等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産する農産物の品質規格等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品種、生産方法、生産出荷の流れ、出荷規格、出荷形態、表示内容、出荷先、輸送方法、輸送の流れ、消費形態等を書き出す。</li> <li>JAなどで示している生産基準がある場合は、それを確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在行っている安全安心、環境負荷軽減等のための取組の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産履歴記帳運動、農業環境規範等をつきあわせ、これから設定する点検項目(チェックリスト)の参考とする。</li> </ul>

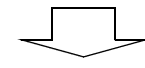


- (2) 生産工程表の作成  
現場及び作物に即した生産工程表を作成し、通常行っている作業方法を把握します。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産工程表の作成と作業方法の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場管理、栽培、収穫、出荷の流れに沿った生産工程表を作成。</li> </ul>

- (3) 点検項目の検討  
生産工程において発生しうるリスクを回避する観点から、衛生管理、環境負荷軽減・作業効率化等のための作業管理、作業安全管理、健康管理等の面で点検すべき事項を洗い出します。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>点検すべき項目の洗い出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク回避のため、衛生管理、環境負荷軽減・作業効率化等のための作業管理、作業安全管理、作業者の健康管理の面で点検すべき項目を洗い出す。</li> </ul>



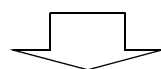
- (4) 点検項目の分類～必須項目・努力項目  
(3)で検討し洗い出した点検項目について、実施しなかった場合に起こるリスクの発生頻度や重大性、効果的な抑制方法の有無などの観点から、「必須項目」、「努力項目」などの2段階に分類します。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>点検項目の分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検項目を、それを実施しないことにより起こりうる危害等の重大性・発生頻度・防除可能性の高低・法令違反事項か否か等の観点から、「必須項目」「努力項目」等に分類する。</li> </ul>

点検項目の分類例

必須項目 … 点検しない場合に発生しうるリスクが大きい事項、法令順守事項、農業環境規範、生産基準に適合した農産物を生産するための事項(特別栽培農産物等)等

努力項目 … 必須項目には該当しないが、段階的に取り組むことによってリスクを回避できる事項



- (5) 点検項目(チェックリスト)の作成  
(4)で分類した点検項目を生産工程ごとに整理し、点検項目(チェックリスト)としてまとめます。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>各生産工程に沿った点検項目(チェックリスト)の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産工程の流れに沿って、それぞれの時点で必要な点検項目を一覧化し、チェックリストとする。</li> </ul>

### DO GAPの実践

チェックリストを確認し農作業を行い、記録・保管します。  
最初は、できるところから始めることが大切であり、その後、徐々にできる項目を増やしていくことが重要です。  
また、記録したものを保管することで、次の作付けにも繋がるほか、何らかの危害が発生した場合にはその原因究明に役立ちます。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>点検項目(チェックリスト)への記録</li> <li>記録の保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者による記録(組織的な運営体制を構築している場合は、管理責任者による定期的な確認)</li> <li>記録の保管</li> </ul>



### CHECK 記録の点検・改善点の発見

記録を点検し、改善できる部分を見つけます。  
チェックを終了した後で、その実施状況を確認します。チェックできなかった点は、なぜチェックできなかったのか、次の作付け時にチェックできるようにするにはどのようにしたらよいかを話し合うことが重要です。  
また、チェックした結果だけでなく、点検項目そのものを見直し、抜け落ちている点や実状に合わない点があったか、ほかにより効果的な方法がないか等を検証します。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況の分析、反省、検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践している生産者からの実施状況の報告</li> <li>実施状況の分析                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*チェックリスト記録状況の確認</li> <li>*GAP実践による衛生・安全管理、健康管理、作業改善、作業安全管理の状況の確認・分析</li> <li>*より衛生・安全管理が確実となる方法や作業を改善する方法等の検討</li> </ul> </li> <li>実践上の課題、チェックリストの改善検討</li> <li>課題解決に向けた取組の検討</li> </ul>



### ACTION 改善点を次の作付けに反映

改善すべき点を見直し、次回の作付けに役立ちます。

目標とする項目	具体的方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>点検項目(チェックリスト)等の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果を踏まえ、点検項目(チェックリスト)を改善(追加、削除)</li> <li>関係法令の改正状況、新たな制度等の確認</li> <li>取引先からの要請等の変化への対応</li> </ul>

## 4 取組のステップアップ

### (1) ステップアップの考え方

GAPは、生産工程を管理し、次の作付けへの改善につなげるという取組であり、まずはこの手法に慣れることが先決です。

チェックリストを作成し、実際に取り組んでみると、すぐに実践できる項目と、すぐには実践できない項目が出てきます。始めから完全な取組を目指すことも重要ですが、まずは実行可能な項目から取り組み、徐々にステップアップをしていくほうが取りかかりやすくなります。また、点検項目そのものも見直し、常に改善していくため、ある時点で完璧であっても次の年次ではさらに取組が増えることも考えられます。

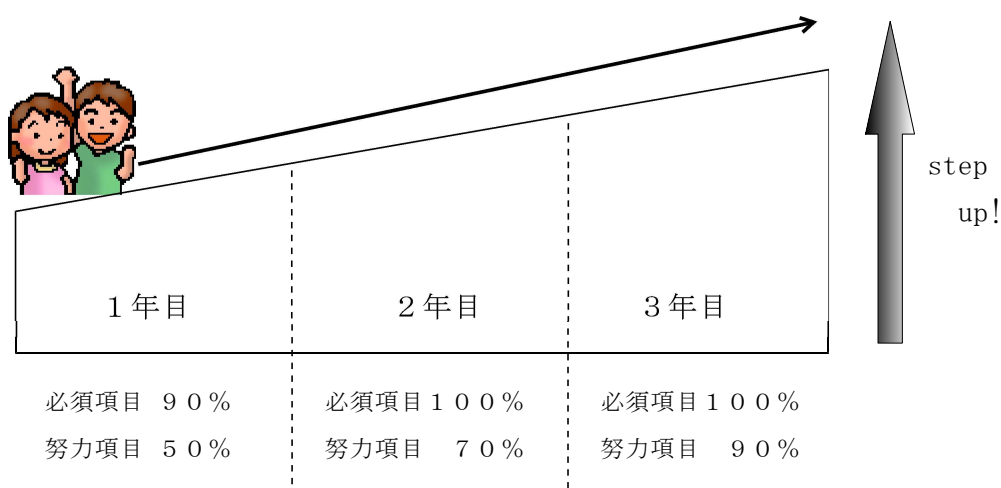
「3 GAPの取組手順」では、点検項目を2段階に区分する手順を示しました。これらを計画的にクリアしていくことが継続的な取組につながります。

--- 点検項目の分類例(再掲) ---

必須項目 … 点検しない場合に発生しうるリスクが大きい事項、法令順守事項、農業環境規範、生産基準に適合した農産物を生産するための事項（特別栽培農産物等）等

努力項目 … 必須項目には該当しないが、段階的に取り組むことによってリスクを回避できる事項

(イメージ)



## (2) G A Pにおいて整備すべき文書（例）

G A Pに取り組むに当たり，以下の文書を整備しておくことが望ましいです。

生産者は定められた事項を保管し，常時，閲覧できるようにしておきます。

生産工程をチェックした内容を管理することにより，何らかの危害が発生した場合の原因究明に役立ちます。

項 目	主 な 内 容
基本的事項	① 運営組織 ・運営責任者 ・生産管理指導担当 ・内部監査担当 ② 内部監査方法 ③ 法令順守事項 ④ 生産計画
生産管理規範	① 生産管理規範チェックシート ② 生産履歴 ③ ほ場管理台帳 ④ 農薬管理台帳 ⑤ 資材管理台帳 ⑥ 出荷規格，出荷記録
分析結果	① 土壌分析結果 ② 水質検査結果 ③ 残留農薬検査結果
危害対応	① 危害発生連絡体制 ② 危害発生時の緊急対応 ③ 発生した危害の記録 ④ 発生した危害の原因究明の検討経過，改善措置



## 5 モデルチェックリスト

点検項目は、産地等において設定することが原則ですが、その際のめやすとなるよう、モデルチェックリストを以下に示します。

野菜モデルチェックリスト								
取組分類	No.	区分	野菜GAPで取り組む項目	判断基準(例)	国ガイドライン取組事項		チェック欄	
					法令義務	法令義務外		
食 品 安 全 を 主 な 目 的 と す る 取 組	1	ほ場環境 の確認と 衛生管理	ほ場や周辺環境、廃棄物、資材等からの汚染を防止する。	・汚水や生活排水がほ場に侵入しないことを確認する ・ほ場やハウスに廃棄物や不要な資材がないことを確認する		○		
	2	農薬の使 用	農薬は適正に使用する	・農薬は作物に登録があるものを使用し、散布前にラベルの記載事項を確認する	○			
	3		防除器具の点検と洗浄を行う。	・防除器具は使用前に十分に点検し、使用後は十分に洗浄する		○		
	4		農薬散布の時はドリフトの防止対策を行う	・農薬を散布するときは周辺の作物の種類、生育ステージ、農薬散布状況を確認する ・農薬の散布は周辺のほ場にドリフトしないよう風が強くないときに行う ・農薬散布にはドリフト軽減ノズルを使用する	○			
	5	水の使用	使用する水の水源を確認する	・水源(水道、井戸水、河川・ため池等)を把握する ・水源の汚染がわかった場合の改善策がある ・特に洗浄等で可食部にかかる水は飲用に適する水を利用している		○		
	6	肥料・培 養液の使 用	堆肥は適正に製造されたものを使用する	・病原微生物による汚染を防止するため、数日間高温で発酵した堆肥を使用する		○		
	7		培養液の汚染防止対策を行う	・養液栽培の培養液は、頻繁に交換するか、再利用する場合には、病原微生物による汚染を防止する処理を行う		○		
	8	作業者等 の衛生管 理	作業者の衛生管理を行う	・体調が悪い作業者には、野菜の可食部に直接触れる作業を行わせない ・清潔な作業着や手袋を着用する		○		
	9		手洗い・トイレ設備を確保する	・ほ場や施設から通える場所に設備がある ・汚染源とならないよう衛生管理が行き届いている		○		
	10	機械・施 設・容器 等の衛生 管理	機械や器具は衛生的に扱う	・収穫・調製・運搬に使用する機械や器具は、定期的に清掃し、土や農薬が付着しないよう保管する		○		
	11		栽培施設内の衛生管理を行う	・施設は定期的に点検を行い、壊れた部分は修理する ・施設内に虫やネズミが侵入しないよう対策を行う ・残さ等の廃棄物は、施設内に放置しない ・低温保管の施設は清潔に保ち、結露が農産物に触れないようにする		○		
	12		調製・出荷施設、貯蔵施設の衛生管理を行う				○	
	13		包装容器は安全で清潔なものを使用する	・包装資材には、土や農薬が付着しないようにする			○	
	14	収穫以降 の農産物 の管理	貯蔵・輸送時は適切な温度管理を行う	・農作物に種類に適した温度・湿度管理を行う		○		
	15		異物混入を防止する	・調製施設内では、喫煙・飲食を行わない ・施設内を整頓し、清掃する		○		
環 境 保 全 を 主 な 目 的 と す る 取 組	16	農薬による 環境負 荷の低減 対策	農薬は必要量だけ調製する	・農薬の使用残が生じないように、必要な量を計量して散布液を調製する		○		
	17		病害虫、雑草が発生しにくいようにする	・極端な早植え・遅植えや過剰な施肥を避ける ・耕種的防除(水管理・草刈り等)に努める		○		
	18		病害虫の発生状況を把握して防除を行う	・病害虫発生予察情報を活用し、適切な時期に防除を行う		○		
	19		農薬と他の方法を組み合わせた防除を行う	・抵抗性品種の利用・温湯消毒等を行う		○		
	20		周辺住民への農薬飛散を防止する	・周辺地に農薬が飛散しないよう、風の強さや風向きに注意する		○		
	21		土壌くん蒸剤の揮散を防止する	・住宅地に隣接するほ場では使用を避ける ・処理後は適正に被覆を行う		○		
	22		肥料による 環境負 荷の低減 対策	肥料を適切に使うため土壌診断を行う	・肥料の量と種類を決めるために、土壌診断(または培養液の分析)を行う(選択項目)		○	
	23		成分が明らかな完熟堆肥を使う	・堆肥は製造元が明らかな完熟ものを使用する			○	

取組分類	No.	区分	野菜GAPで取り組む項目	判断基準(例)	国ガイドライン取組事項		チェック欄
					法令義務	法令義務外	
環境保全を主な目的とする取組	24	土壌の管理	堆肥等の有機物を施用する	・ほ場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行う		○	
	25		土壌の浸食を軽減する対策を実施する	・土壌流出を食い止めるために排水性の確保などの対策を行っている		○	
	26	廃棄物の適正な処理・利用	廃棄物は適正に処理する	・使用済みプラスチック等の廃棄物は、地域の回収体制・方法に従って処理する	○		
	27		廃棄物は処理するまで適正に保管する	・使用済みプラスチック等の廃棄物は、回収に出すまで決められた場所に保管する	○		
	28		作物残さ等の有機物を再利用する	・作物残さは適切に保管し、堆肥等に利用する		○	
	29	エネルギーの節減対策	省エネルギーに努める	・施設や機械の使用において、不必要な燃料・電気使用を節減する		○	
	30	特定外来生物の適正利用	特定外来生物は適正に利用する	・セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、環境省の許可を取得し、適切に管理を行う	○		
	31	鳥獣被害対策	鳥獣による被害防止対策を実施する	・ほ場や施設において、農作物に被害を及ぼす鳥獣を寄せ付けない対策を行う		○	
労働安全を主な目的とする取組	32	危険作業等の把握	危険な作業内容等を確認する	・農作業事故につながる恐れのある作業の種類や場所を確認し、危険箇所の改善を行う		○	
	33	農作業従事者の制限	危険を伴う作業の従事者を制限する	・体調が悪い作業員には、機械作業、高所作業、農薬散布作業を行わせない		○	
	34	服装及び保護具の着用等	防護衣・防護具を着用する	・農薬使用時に作業員は、農薬のラベルの指示に従って適切な防護衣・防護具を着用する ・農薬使用時以外においても、作業内容に応じた適切な服装を心がける		○	
	35	作業環境への対応	事故につながる恐れのある環境を改善する	・事故につながる恐れのある作業の種類や場所を確認し、危険箇所の改善を行う		○	
	36	機械等の点検・整備	作業用具・機械は定期的な点検・整備を行う	・作業用具・機械は取扱説明書に書いてあるとおりのメンテナンスを行い、記録を残す		○	
	37	機械等の利用	機械は適正に利用する	・機械・装置・器具は取扱説明書に従い正しく使用する		○	
	38	農薬・燃料等の管理	農薬は適切に管理する	・農薬は鍵がかかる保管庫で管理する ・毒物・劇物と普通物を区分して保管する ・保管庫内では農薬がこぼれて流出しないようにする	○		
	39		燃料は適切に管理する	・燃料の近くで火気を使用しない ・内容物に適した容器を用いる ・燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認する			
40	事故後の備え	事故に備え、保険に加入する	・労災保険や必要に応じて傷害共済等の任意保険に加入する	○			
農業生産工程管理全般に係る取組	41	知的財産の保護・活用	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用を行っている	・自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保護・活用方法を定め文書化している		○	
	42	品種登録制度を守っている	品種登録制度を守っている	・登録品種の種苗については、許諾を得て使用する	○		
	43		ほ場合帳を整備する	・ほ場の位置、面積が記録された台帳を整備する		○	
	44	情報の記録・保管	農薬の使用を記録する	・農薬を使用した場合は、散布場所・散布日・農薬名・散布量・散布方法・作業員等を記録する		○	
	45		肥料の使用を記録する	・肥料を使用した場合は、散布場所・散布日・肥料名・散布量・散布方法・作業員等を記録する		○	
	46		農薬、肥料、種子、資材等の購入履歴を把握する	・農薬、肥料、種子、資材等の購入伝票を保管する		○	
	47		野菜の出荷に関する記録を保存する	・野菜の出荷に関する記録は、1～3年間保存する ・それ以外の記録は、取引先等からの求めに対応するために必要な期間保存する		○	
	48	生産工程管理の実施	生産工程管理(GAP)に取り組む	・GAP手法の実践 ①農作業の点検項目を決定し(PPLAN)、 ②点検項目に従い農作業を行い、記録し(DO)、 ③記録を点検・評価し、改善点を見出し(CHECK)、 ④改善できる部分を見直し、次回の作付けに活用する(ACTION)、という一連の流れに沿って生産工程管理に取り組む ・今回の栽培で実施できなかった項目について見直しを行い、改善について検討する		○	

水稻モデルチェックリスト

取組分類	No.	区分	水稻GAPで取り組む項目	判断基準(例)	国ガイドライン取組事項		チェック欄
					法令義務	法令義務外	
食 品 安 全 を 主 な 目 的 と す る 取 組	1	ほ場環境の確認と衛生管理	ほ場や周辺環境、廃棄物、資材等からの汚染を防止する。	・汚水や生活排水がほ場に侵入しないことを確認する ・ほ場やハウスに廃棄物や不要な資材がないことを確認する		○	
	2	農業の使用	農業は適正に使用する	・農業は作物に登録があるものを使用し、散布前にラベルの記載事項を確認する	○		
	3		防除器具の点検と洗浄を行う。	・防除器具は使用前に十分に点検し、使用後は十分に洗浄する		○	
	4		農業散布の時はドリフトの防止対策を行う	・農業を散布するときは周辺の作物の種類、生育ステージ、農業散布状況を確認する ・農業の散布は周辺のほ場にドリフトしないよう風が強くないときに行う ・農業散布にはドリフト軽減ノズルを使用する	○		
	5	汚染土壌対策	カドミウム吸収抑制対策を行う	・カドミウムを吸収する恐れのある地域では、湛水管理等の吸収抑制対策を行う		○	
	6	収穫以降の農産物の管理	収穫物は清潔で衛生的に取り扱う	・収穫用容器や機械等は定期的に洗浄する ・収穫物運搬用車輛の荷台等は定期的に清掃する	○		
	7		異種穀粒、異物混入を防止する	・収穫・乾燥調整時には機械の清掃を徹底する		○	
環 境 保 全 を 主 な 目 的 と す る 取 組	8	農業による環境負荷の低減対策	農業は必要量だけ調製する	・農業の使用残が生じないように、必要な量を計量して散布液を調製する		○	
	9		水田からの農業流出を防止する	・農業散布後の止水期間を守り、用水・河川に農業が流出しないようにする		○	
	10		病害虫、雑草が発生しにくいようにする	・極端な早植え・遅植えや過剰な施肥を避ける ・耕種的防除(水管理・草刈り等)に努める		○	
	11		病害虫の発生状況を把握して防除を行う	・病害虫発生予察情報を活用し、適切な時期に防除を行う		○	
	12		農業と他の方法を組み合わせた防除を行う	・抵抗性品種の利用・温湯消毒等を行う		○	
	13		周辺住民への農業飛散を防止する	・周辺地に農業が飛散しないよう、風の強さや風向きに注意する		○	
	14	肥料による環境負荷の低減対策	肥料を適切に使うため土壌診断を行う	・肥料の量と種類を決めるために、土壌診断(または培養液の分析)を行う(選択項目)		○	
	15		成分が明らかな完熟堆肥を使う	・堆肥は製造元が明らかな完熟ものを使用する		○	
	16		代掻き後の濁り水を流出させない	・肥料成分が河川を汚染しないよう、あぜ塗りや浅水での代掻きを行う		○	
	17	土壌の管理	堆肥等の有機物を施用する	・ほ場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行う		○	
	18		土壌の浸食を軽減する対策を実施する	・土壌流出を食い止めるために排水対策等を行っている		○	
	19	廃棄物の適正な処理・利用	廃棄物は適正に処理する	・使用済みプラスチック等の廃棄物は、地域の回収体制・方法に従って処理する	○		
	20		廃棄物は処理するまで適正に保管する	・使用済みプラスチック等の廃棄物は、回収に出すまで決められた場所に保管する	○		
21	作物残さ等の有機物を再利用する		・作物残さは適切に保管し、堆肥等に利用する		○		
22	エネルギーの節減対策	省エネルギーに努める	・施設や機械の使用において、不必要な燃料・電気使用を節減する		○		
23	鳥獣被害対策	鳥獣による被害防止対策を実施する	・ほ場や施設において、農作物に被害を及ぼす鳥獣を寄せ付けない対策を行う		○		

取組分類	No.	区分	水稲GAPで取り組む項目	判断基準(例)	国ガイドライン取組事項		チェック欄
					法令義務	法令義務外	
労働安全を主な目的とする取組	24	危険作業等の把握	危険な作業内容等を確認する	・農作業事故につながる恐れのある作業の種類や場所を確認し、危険箇所の改善を行う		○	
	25	農作業従事者の制限	危険を伴う作業の従事者を制限する	・体調が悪い作業者には、機械作業、高所作業、農薬散布作業を行わせない		○	
	26	服装及び保護具の着用等	防護衣・防護具を着用する	・農薬使用時に作業者は、農薬のラベルの指示に従って適切な防護衣・防護具を着用する ・農薬使用時以外においても、作業内容に応じた適切な服装を心がける		○	
	27	作業環境への対応	事故につながる恐れのある環境を改善する	・事故につながる恐れのある作業の種類や場所を確認し、危険箇所の改善を行う		○	
	28	機械等の点検・整備	作業用具・機械は定期的に点検・整備を行う	・作業用具・機械は取扱説明書に書いてあるとおりのメンテナンスを行い、記録を残す		○	
	29	機械等の利用	機械は適正に利用する	・機械・装置・器具は取扱説明書に従い正しく使用する		○	
	30	農薬・燃料等の管理	農薬は適切に管理する	・農薬は鍵がかかる保管庫で管理する ・毒物・劇物と普通物を区分して保管する ・保管庫内では農薬がこぼれて流出しないようにする	○		
	31		燃料は適切に管理する	・燃料の近くで火気を使用しない ・内容物に適した容器を用いる ・燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認する	○		
	32	施設の管理・運営体制の整備	乾燥調製・貯蔵施設を適切に管理する	・乾燥調製施設の利用規程や搬入計画を確認する ・貯蔵庫の清掃を行い、虫やネズミの侵入を確認する ・施設・機器類の点検・整備を行う ・施設の管理者はオペレーターとの間で責任分担を明確にして互いに確認している		○	
	33	事故後の備え	事故に備え、保険に加入する	・労災保険や必要に応じて傷害共済等の任意保険に加入する	○		
農業生産工程管理全般に係る取組	34	知的財産の保護・活用	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用を行っている	・自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保護・活用方法を定め文書化している		○	
	35		品種登録制度を守っている	・登録品種の種苗については、許諾を得て使用する	○		
	36	情報の記録・保管	ほ場台帳を整備する	・ほ場の位置、面積が記録された台帳を整備する		○	
	37		農薬の使用を記録する	・農薬を使用した場合は、散布場所・散布日・農薬名・散布量・散布方法・作業者等を記録する		○	
	38		肥料の使用を記録する	・肥料を使用した場合は、散布場所・散布日・肥料名・散布量・散布方法・作業者等を記録する		○	
	39		農薬、肥料、種子、資材等の購入履歴を把握する	・農薬、肥料、種子、資材等の購入伝票を保管する		○	
	40		米穀等の取引等に関する記録を保存する	・米穀等の取引に関する記録は、原則3年間保存する ・それ以外の記録は、取引先等からの求めに対応するために必要な期間保存する	○		
	41	特定米穀の保管・処理	用途限定米穀を適切に販売している	・包装にその用途を示す表示がある ・その用途に確実に使用する事業者販売している ・他用途の米穀と区分して保管する ・票せんによる用途表示をする	○		
	42		食用不適米穀を適切に取り扱っている	・重金属・残留農薬・放射性物質の基準値を超えたものは、適切に処理している ・販売する際には包装容器に用途を表示している ・販売先との契約に他用途への転用禁止を定めている ・関係法令に留意して非食用として適切に処分している	○		
	43	生産工程管理の実施	生産工程管理(GAP)に取り組む	・GAP手法の実践 ①農作業の点検項目を決定し(PPLAN)、 ②点検項目に従い農作業を行い、記録し(DO)、 ③記録を点検・評価し、改善点を見出し(CHECK)、 ④改善できる部分を見直し、次回の作付けに活用する(ACTION)、という一連の流れに沿って生産工程管理に取り組む ・今回の栽培で実施できなかった項目について見直しを行い、改善について検討する		○	

## < 参考資料 >

### ○農産物生産に係る法令等

- ・食品衛生法  
(昭和22年法律第233号)
- ・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品事業者の記録の作成及び保存について  
(平成15年厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について  
(平成16年厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・農業の現場における知的財産取扱指針  
(平成19年農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
- ・地力増進基本指針  
(平成20年農林水産省公表)
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について  
(平成17年農林水産省生産局長通知)
- ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範  
(2003年第26回コーデックス委員会総会採択)
- ・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について  
(平成23年農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)
- ・種苗法  
(平成10年法律第83号)
- ・種苗法施行規則  
(平成10年農林水産省令第83号)
- ・農薬取締法  
(昭和23年法律第82号)
- ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について  
(平成19年農林水産省消費・安全局長, 生産局長, 経営局長通知)
- ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令  
(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
- ・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について  
(平成17年農林水産省消費・安全局長, 生産局長, 経営局長通知)
- ・住宅地等における農薬使用について  
(平成19年農林水産省消費・安全局長, 環境省水・大気環境局長通知)
- ・毒物及び劇物取締法  
(昭和25年法律第303号)
- ・消防法  
(昭和23年法律第186号)
- ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について  
(平成17年農林水産省消費・安全局長通知)

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
（昭和45年法律第137号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
（昭和46年政令第300号）
- ・悪臭防止法  
（昭和46年法律第91号）
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
（平成16年法律第78号）
- ・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件  
（平成17年環境省告示第42号）
- ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針  
（平成19年農林水産省公表）
- ・平成23年農業技術の基本指針  
（平成23年農林水産省公表）
- ・農作業安全のための指針について  
（平成14年農林水産省生産局長通知）
- ・農作業安全対策の推進について  
（平成19年農林水産省生産局長通知）
- ・個別農業機械別留意事項  
（平成14年農林水産省生産局生産資材課長通知）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律  
（平成19年法律第134号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針  
（平成20年農林水産省告示第254号）
- ・労働者災害補償保険法  
（昭和22年法律第50号）
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律  
（昭和44年法律第84号）
- ・出入国管理及び難民認定法  
（昭和26年政令第319号）
- ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令  
（平成2年法務省令第16号）
- ・コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について  
（平成23年農林水産省消費・安全局長，生産局長通知）
- ・水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル  
（平成17年農林水産省・農業環境技術研究所作成）
- ・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について  
（平成5年農林水産省農蚕園芸局長通知）
- ・「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」の策定について  
（平成24年農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

- ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律  
（平成 6 年法律第 1 1 3 号）
- ・ 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令  
（平成 2 1 年農林水産省令第 6 3 号）
- ・ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律  
（平成 2 1 年法律第 2 6 号）
- ・ 米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令  
（平成 2 1 年財務省令・農林水産省令第 1 号）

## ○「GLOBALG. A. P.」と「ASIAGAP」「JGAP」

GAPは、世界的な基準であるGLOBALG. A. P. や、日本国内で民間が主導しているASIAGAP, JGAPなど、様々な機関が推進しています。いずれのGAPも認証を伴い、認証を取得するためには厳格な審査が行われます。

ヨーロッパなどでは、GLOBALG. A. P. の認証取得を取引の条件とする小売業者があるなど、必須の取組となる動きがあります。

今後、農産物の輸出入が拡大すると、輸出する側としては海外での取引がGLOBALG. A. P. の認証取得を条件とされる可能性があり、反対に、GLOBALG. A. P. の認証を取得し競争力を高めた農産物が海外から輸入される可能性があります。

これらのGAPは、管理すべき項目数が多く、審査が厳格であることから「高度」ととらえられることが多いですが、取組の基本的な流れには違いはありません。自らGAPに取り組んでいれば、GLOBALG. A. P. 等の認証取得を目指す場合にも既に取組の下地が整っていることとなります。

### ○GLOBALG. A. P. (グローバルGAP)

欧州小売業組合 (Euro-Retailor Produce Working Group) が、新鮮で安全な青果物であることを消費者に保証するための要求事項として1997年に提案した適正農業規範 (当時は「ユーレップGAP」)。2000年に確立し、2005年からは、当該組合においては認証のない生産者からは購入しないこととしている。対象となる作物等の範囲は、青果物、観葉植物、コーヒー、紅茶、畜産、養殖など多岐にわたる。2007年9月にユーレップGAPからGLOBALG. A. P. に名称を変更。青果物でGFSI承認を受け国際標準となっている。

### ○ASIAGAPとJGAP

一般財団法人日本GAP協会が作成・保有しているGAP。平成28年5月に新たにJGAP Advanceが公表され、これまでのJGAPはJGAP Basicとなった。平成29年8月からJGAP AdvanceがASIAGAPに、JGAP BasicがJGAPとして運用が開始されている。ASIAGAPはGFSI承認による国際規格化を目指している。